



NSF100 HRCトロフィー グランドチャンピオンシップ2013 大会特別規則書

公示

本競技会は、NSF100 HRCトロフィーグランドチャンピオンシップ2013大会特別規則、及び2013年鈴鹿サーキットロードレース統一特別規則に基づいて開催される

第1章 競技規則

第1条 大会名称

NSF100 HRCトロフィーグランドチャンピオンシップ 2013

第2条 主催

株式会社ホンダ・レーシング

〒351-0024 埼玉県朝霞市泉水3丁目15番1号

TEL:048-461-8781 FAX:048-469-0306

第3条 承認

財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)

〒104-0045 東京都中央区築地3-11-6 築地スクエアビル10階

TEL:03-5565-0900 FAX:03-5565-0907

第4条 開催日

2013年11月30日(土)、12月1日(日)

第5条 開催地

鈴鹿サーキット 〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町7992

第6条 開催レース

NSF100 HRCトロフィーグランドチャンピオンシップ 2013

《NSF100 HRCトロフィー グランドチャンピオンシップ》

フルコース 5周 (1周/5,821m)

参加可能車両: NSF100

《NSF100 HRCトロフィー ジュニアチャンピオンシップ》

フルコース 5周 (1周/5,821m)

参加可能車両: NSF100

●参加料金 …15,000円(税込)

●参加資格 …①各サーキットのシリーズランキングにおいて各クラス別に上位3名までのライダーで、主催者の認定を受けた者に限る。

②2013年度のMFJ競技ライセンス(国際、国内、フレッシュマン、ジュニア可)保持者、またはMFJエンジョイ会員の者。

③満20歳未満の者は、保護者の承諾を必要とする。

④グランドチャンピオンクラスは16歳以上の者、またジュニアチャンピオンシップクラスは16歳未満の者が出場出来る。

※2013年1月1日時点での年齢で区分する。

(1997年1月2日以降生まれの者はジュニアクラスとなる)

第7条 参加申込み

1) 申込用紙に必要事項を記入し、代金と共に現金書留にて期間中に申込まなければならない。(期間内必着)

2) ピットクルーは最低1名の登録を条件とし、最大3名までの登録ができる。

3) ライダーおよびピット要員は、「もてぎ・鈴鹿共済会」(以下MS共済会)に加入すること。

- 4) コース上で負傷事故があった場合など、オフィシャルが正しく救助活動を行うために、ライダーは負傷・身体的障害・疾患がある場合、参加申し込時に大会事務局まで申告しなければならない。申告を怠ると参加が取り消される場合がある。
- 5) 満 20 歳未満の参加者は、参加申込書の誓約書に保護者の署名と実印による捺印とその印鑑証明(3ヶ月以内に取得したもの)を必要とする。
- 6) 上記の書類を選手受付時まで完全に提出できないものはいかなる理由があろうと競技に参加することはできない。
- 7) 参加を受理された後、参加を取消す申込者に参加料は返却されない。
- 8) 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還される。

第8条 参加申し込み期間

NSF100 HRCトローフィー GC/JC 2013年11月1日(金)～11月13日(水)必着

第9条 スポーツ安全保険

スポーツ安全保険に関する詳細は、MFJが発行する「国内競技規則書 2013」の 348 ページから 350 ページを参照すること。

第10条 MS共済会保険

MS共済会は、年間加入または暫定加入とする。

1) 年間加入はSMSC(スズカサーキットモータースポーツクラブ)会員、もしくはTRMC-S(ツインリンクもてぎクラブスポーツ)会員として登録され、所定の共済会費を収めた者とする。

2) 暫定加入は当該大会(特別スポーツ走行、予選、決勝)のみ有効とする。

ライダー・・・7,000 円<国際レーシングコース>

ピット要員・・・500 円

※ライダーの暫定加入は特別に定められた場合のみ行うことができる。

第11条 選手受付(書類検査)

選手受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。

- ① 参加受理書
- ② MFJライセンス(ライダー/~~ピットクルー~~)
- ③ SMSC/TRMC-Sライセンス(ライダー/ピットクルー)
- ④ ライダープロフィール(提出を推奨します)
- ⑤ その他、大会事務局が指定したもの

第12条 車両の変更

参加する車両の変更は大会前日までに大会事務局に申し出ること。

変更手数料として、1箇所につき1,000円の手数料を支払うものとする。

大会当日の変更は認められない。

第13条 参加車両

1) 全ての車両は、NSF100 トロフィーグランドチャンピオンシップ 2013 大会特別規則書に定められた車両規則に合致する車両でなければならない。

2) ゼッケンナンバーは、参加受理書に定めるゼッケン番号を車両前面に1ヶ所、シートカウル両側面に1ヶ所ずつ装着しなければならない。(ただし、カウルの形状によりシートカウル両側面にゼッケンを装着できない場合は、事前に事務局に確認すること。)数字の書体はFutura Heavyを基準とするゴシック体

とする。また、デザイン文字、影付き文字などは認められない。

3) 各クラスのゼッケンナンバー色は下記の通りとする。

クラス	ベース色	文字色
NSF100 HRCトロフィー グランドチャンピオンシップクラス	ゼッケンのベース色、文字色共に自由とするが、判別しやすい色を使用すること。クローム調、メッキ調、蛍光調の色は認められない。 ベース・文字共につや消しとする。	
NSF100 HRCトロフィー ジュニアチャンピオンシップクラス		

※ゼッケンベース色や、文字色、書体、**大きさ**等は車検員の指示に従うものとする。

第14条 身分証(クレデンシャル)・通行証

- 1) 参加申し込みが正式に受理された参加者には、指定登録されたライダー、ピットクルーなどのクレデンシャルが大会事務局より送付される。(もしくは参加受付にて配布される。)
- 2) 参加者のトランスポーターは、大会事務局が交付する通行証を貼付していなければパドックへの通行および入場ができない。また駐車中も通行証を車の前方から見える位置に提示すること。通行証を確認できない場合は予告無しにレッカー移動する場合がある。
- 3) 通行が許される参加者のトランスポーターは、1台とする。
- 4) 交付された身分証や車両通行証は他に貸与・転用してはならない。偽造、コピー等もしてならない。違反があった場合は没収または罰則を課す場合がある。(失格もある。)
- 5) 身分証、通行証を紛失または破損した場合は事務局に再交付の手続きをとること。

第15条 自動計測器(トランスポンダー)の装着

- 1) 全ての参加者は大会事務局が用意した自動計測器を車検時までに装着し、公式予選、決勝レースを通じ装着していなければならない。取り付けを拒否した場合、当該車両およびライダーは出走を認められない。
- 2) 自動計測器の配布は選手受付時に行い、返却については各レース終了後1時間以内とする。(予選不通過車両は当該予選終了後1時間以内とする。)万一破損・紛失した場合、1個につき52,500円(税込)が大会事務局より請求される。
- 3) 地面から60cm以内で、熱や振動の受けにくい位置とする。
- 4) トランスポンダーの動作確認の為、練習走行(任意)において最低2周走行すること。
練習走行の不参加により、予選時のトランスポンダーの動作確認で計測器トラブルが生じた場合、正確な計測ができない場合もある。

第16条 燃料規定

- 1) 燃料は一般市販ルートで購入できるものに限る。AVガス及びレースガソリンは使用出来ない。
- 2) 燃料使用量に関する制限は無い。

第17条 車両検査・装備検査

- 1) 参加車両の公式車両検査およびライダーの装備品検査は公式通知に示されたタイムスケジュールに従って指定された場所で行う。
- 2) 公式車両検査を受けない車両あるいは検査の結果、参加が不適当と判断された車両はレースへの出場が拒否される。
- 3) 大会中に、公式車両検査を受けた車両およびライダー装備以外の車両、装備を使用した場合、罰則が

課せられる場合がある。

4) ライダーが競技中に着用しなければならないものとして装備検査を受けるものは次のとおりである。

- ①ヘルメット ロードレースタイプのフルフェイスに限る。(MFJ公認のもの)
- ②ヘルメットリムーバー
- ③グローブ 革製もしくは革同等の素材で出来ているものに限る。
- ④レーシングスーツ 革製もしくは革同等の素材で出来ているものに限る。(MFJ公認のもの)

※左胸前部内側または胸部下前立てにカタカナで氏名、アルファベットで血液型を記入すること。

- ⑤ブーツ 革製もしくは革同等の素材で出来ているものに限る。
- ⑥背負い式脊髄パッド

※レーシングスーツに内蔵されている形式のものは主催者に確認すること。

硬質プラスチックのもので、レーシングスーツに内蔵されているスポンジは認めない。

- ⑦チェストプロテクター(胸パッド) 原則としてレース用を使用すること。
- ⑧エアバックシステム エアバックベスト、ならびにエアバック機能付きレーシングスーツの使用を推奨する。

5) ライダーが走行中に装備しなければならないものについて、損傷、破れ、磨耗、劣化等で使用に際し、車検員が危険と判断したものは使用することが出来ない。

6) 抗議があった場合は再車検を行う。

7) レース終了後、主催者が指定した車両およびライダーは再車検を受けなければならない。主催者の判断により車両の分解検査を行う場合がある。参加者はこれを拒否することはできない。分解検査はその車両のライダーおよびピットクルーが分解を行う。ライダーおよびピットクルーが分解出来ない場合は、主催者が有償にて代行する。

8) フレーム及びエンジンクランクケースを交換した場合は、刻印(フレーム No.及びエンジン No.)無しの状態
で販売証明の提示、または交換前の刻印のあるフレームを車検にて提示しなければならない。

第18条 ピットおよびパドックの使用

- 1) ピットは、割り当てに従って使用すること。ピットの移動は禁止とする。
- 2) ピット内は火気厳禁とする。タバコ、カセットコンロ、暖房器具等の使用は禁止。喫煙は、場内の定められた場所に限る。
- 3) ピット内にペットを連れ込むことは禁止とする。

第19条 ブリーフィング

ブリーフィングにはライダーは必ず出席すること。場所、時間については公式通知に示す。

第20条 ピットロード/ピットアウト・ピットイン

- 1) 大会期間中を通じてピットロードのスピード制限は40km/h以下とする。違反した場合は罰則を課す場合がある。
- 2) ピットインする車両は、130Rコーナー手前からコース右端に車両を寄せ、安全を確認してからピットロードに進入しなければならない。ピットロード及び減速区間は40km/h規制に従い走行しなければならない。補助レーン、作業エリア(インナーレーン)は極力短くすること。
- 3) ピットアウトする車両は、第2コーナーの立ち上りまでコース右端を走行すること。

第21条 サインエリアおよびピットロードの使用

サインエリアは、サインボードの掲示・計測のみに使用とし、椅子、パラソルの設置、飲食は禁止。ピットロードを横切る際は、車両に充分注意すること。

(ライダー・ピットクルーに登録していない方の入場は禁止とする。)

第22条 公式予選

- 1) 公式予選の義務周回数は定めない。
- 2) スタートグリッドは予選のタイム順で決定する。
- 3) コースインは、公式通知等で案内されたピットを通り行うこと。

第23条 スタート方法

スタート方法については公式通知にて示す。

第24条 競技中の注意事項

- 1) ピットインラインおよびピットアウトラインを跨いで走行することはペナルティーの対象となる。
- 2) 危険な走行、妨害走行などはペナルティーの対象となる。
- 3) スロー走行車は後方の安全を充分に確認し、合図をしながら基本的にはコースピット側(右端)を走行する。また、著しくスピードが落ちてピットに戻れないと判断した場合は、すみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
- 4) 決勝レース中に車両をピットガレージへ入れた時点でリタイヤしたものとする。
- 5) ライダーはシグナルおよびフラッグシグナルを確認し、その指示に従う義務がある。
- 6) オイル漏れ等による車両トラブルによりオレンジボール旗提示を受けた車両は、速やかに安全な場所に停止しなければならない。
- 7) ジャンプスタートのペナルティーに対し、「STOP」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボード(ペナルティーストップボード)をコントロールライン等で掲示する。3回目の提示を受けた周にピットインせず、ペナルティーを実行しない場合、失格となることもある。また残り周回数によってはリザルトに反映させることがある。
- 8) いかなる場合も、逆方向への走行あるいは規定外のコースを走行してはならない。

第25条 レースの一時中断

- 1) 競技監督が何らかの理由でレースの続行が危険と判断した場合、車両の走行およびレースを中断することが出来る。
- 2) レース中断の指示はフラッグマーシャル台及び全ポストで赤旗が提示され競技の中断が合図される。
- 3) 走行中のライダーは車両の速度を落とし、ピットレーンに戻らなくてはならない。(この時、後続車に注意のこと。)
- 4) その他に関しては、公式通知にて示す。

第26条 レースの終了

- 1) トップを走行する車両が各クラスに定められた周回数を終了した時点で、トップ走行する車両にチェッカーフラッグが振られる。
- 2) 各レースの終了はチェッカーフラッグによりトップ走者がゴールしたのち、5分を経過した時とする。

第27条 順位の決定

- 1) 優勝者は規定の距離または時間を完走して最初にフィニッシュライン(コントロールライン)を通過したライダーとする。
- 2) 映像判定が用いられる場合の順位の設定は、フロントホイールの先端がフィニッシュラインを最初に通過したマシンからとする。
- 3) 優勝者がフィニッシュラインを通過したら、他のライダーはその時点で走行している周回を終え、フィニッシュラインを通過した時点で終了となる。
- 4) コース上のフィニッシュラインで、チェッカーフラッグを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。

第28条 参加者の遵守事項

- 1) 参加者は、出場する大会の前日までに、公式通知等で告知されている規則の変更や追加を確認しなければならない。
- 2) 参加者は、競技会期間中は競技役員の指示に従わなければならない。
- 3) 参加者は、ホテル・キャンプ場宿泊施設以外では、宿泊することはできない。
- 4) 許された場所以外での喫煙は厳禁とする。
- 5) 参加者は、主催者や大会後援者、大会審査委員会およびレース参加者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 6) 参加者代表は、自身の言動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルー、ゲストなど全員の行動について責任を持たなければならない。
- 7) 参加者は、スポーツマンシップにのっとり行動しなければならない。
- 8) レース事務局の許可なく、ピット・パドックの占有をしてはならない。
(ガムテープ・タイヤ等による場所取り)
- 9) ピット・パドック使用时に出るゴミ、廃液等は使用者が責任をもって処理し、ゴミは分別して処分すること。粗大ゴミ等(カウル、マフラー、タイヤなど)は必ず参加者が持ち帰ること。また、廃油入れにはガソリン・クーラントは入れないこと。処理できない品の置き去りについては不法投棄となり処罰される。
- 10) 競技に関する業務に携わっている者およびライダーは、アルコール類または薬品(興奮剤、麻薬)を服用してはならない。
- 11) ライダー・チームクルーは、NSF100HRCTロフィーグランドチャンピオンシップ代表にふさわしい服装で参加すること。

第29条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- 1) 参加申し込みの受付に際して、その理由を示すこと無く、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒むことができる。
- 2) チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への表記の拒否または変更を命じることができる。
- 3) 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、健康上の理由による競技出場の可否を最終的に決定することができる。
- 4) 競技番号の指定、ピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 5) やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。
- 6) すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、

放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。

7) 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。

8) 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、およびレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。

第30条 負傷時の医務室受診義務

負傷した際は、必ずサーキット内医務室の診断を受けなければならない。受診していない場合、共済会の適用から除外される場合がある。

●負傷時の指定病院

(1) 鈴鹿中央総合病院

鈴鹿市安塚町山之花1275-53

TEL:059-382-1311

(2) 鈴鹿回生病院

鈴鹿市国府町112-1

TEL:059-375-1212

(3) 三重県立総合医療センター

四日市市大字日永5450-132

TEL:059-345-2321

第31条 抗議

1) 抗議の申し立てはライダーおよびエントラント代表者のみが抗議申し立てができる。

2) 抗議申し立てる場合、暫定結果発表後 30 分以内に抗議書に記載し競技監督に提出する。

3) 抗議に対する裁定は大会審査委員会が下したものが最終決定となる。審査委員会が下した裁定に関する抗議は認められない。

4) 抗議保証料は1項目につき3万円とする。またタイヤ、ガソリンに関する抗議保証料を10万円とする。

5) 特定のライダーに対する抗議は、抗議保証料の他に抗議者が検査費用を負担する。検査の結果違反が立証された場合には返却される。尚その場合は違反者が検査料を負担すること。

第32条 賞典

賞典は各クラスにおいて優勝者のみトロフィーまたはそれに相当するものが与えられる。

第33条 本規則の解釈

本規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第34条 大会役員の責任

参加者、ライダーおよびピットクルーは大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち、大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、その行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルー、および競技車両の損害に対して大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

第35条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、ライディングハートお知らせブログ (URL:<http://i-factory.no-blog.jp/rh/>、もしくは公式通知によって示される。

公式通知は、

- ①参加者の住所に郵送される。
- ②大会事務局にて配布される。
- ③コントロールタワー前の掲示板に掲出される。
- ④ライダーズブリーフィングで配布する。
- ⑤緊急の場合は場内放送で伝達される。

以上のいずれかの方法によって参加者に通告される。

第2章 車両規則

第1条 基本仕様

1) 全ての参加車両は、次の項目が安全な状態であること。

- ① エキゾーストパイプの取り付けはボルト、ナットで確実に固定されていること。
- ② レバー、ペダル、ステップ等の先端は、丸みを帯びた形状であること。
- ③ ハンドルの切れ角は、左右いっばいにきった状態でもハンドルバーと車両の間隔は、30mmの間隔があること。
- ④ フェアリングは、振動等で容易に脱落しないように確実に固定されていること。
- ⑤ エンジンまわりは、オイル汚れ等完全に除去されて、オイル漏れがないこと。

2) 全ての参加車両はオイルドレンボルト、フィルターキャップのそれぞれがワイヤーロックで固定されていること。
(同締め NG、単体でワイヤーロックすること。)

3) 車検の確実性、トラブルの早期発見のためきれいに整備清掃されている車両のみ車検を受けることができる。

4) 指定タイヤ

① (DRY時)は以下の通り。

- ・ダンロップ KR336(フロント:100/485-12TL リヤ:120/500-12TL)
- ・ダンロップ KR337(フロント:100/485-12TL リヤ:120/500-12TL)
- ・ブリヂストン S01(フロント:100/485-12) S02(リヤ:120/500-12)

② (WET時)今年度より、レーシングレインタイヤの装着を義務化します。

レーシングレインタイヤの銘柄、タイプは、メーカーより発売の発表のあった時点で公表いたします。

指定レインタイヤ: 最高速度が 100km/h 以上となるサーキットでの使用(WET時)の義務化。その他のレインタイヤは使用不可。

- ・ダンロップ KR345(フロント:100/485-12TL リヤ:120/500-12TL)
- ・ブリヂストン BT-601WET(フロント:100/90-12YEK リヤ:120/80-12YEK)

※使用するタイヤは、製造メーカーより決められた走行方向(ローテーション)以外の使用を不可とする。

※溝きり、カッティング等のタイヤへの加工は禁止。

5) 使用するガソリンは、一般のガソリンスタンドで購入出来る無鉛ハイオク及びレギュラーガソリンに限る。

(MFJの定める仕様以内のこと:鉛の含有量は0.013g/lであること。リサーチオクタン価が100.0(RON)、モーターオクタン価が89.0(MON)以下であること。密度は15℃において0.725g/ml~0.780g/mlであるこ

と。)

6) フレーム及びエンジンクランクケースを交換した場合は、刻印(フレーム No.及びエンジン No.)無し状態で販売証明の提示または、交換前の刻印のあるフレームを車検にて提示しなければならない。

第2条 NSF100 HRCトロフィー グランドチャンピオンシップおよびジュニアチャンピオンシップ

1) 使用車両は、(株)ホンダ・レーシング(HRC)より販売されるNSF100 市販モデルのみとする。

2) マシンはノーマル状態を基本とし、改造・変更を不可とする。

3) 但し以下のものは変更を認める。

a) キャブセッティングパーツ(ジェット類、ニードル類)但し、純正品に限る。

b) ファイナルスプロケット、チェーン(チェーンサイズの変更は不可)

c) スパークプラグ(プラグキャップ、コードの変更は不可)

d) ブレーキパッド

e) シートラバー

f) エンジンオイル

g) フロントフォークオイル

h) ブレーキフルード

i) ステッププレート&バー

j) チェンジベダル及びブレーキベダル(シフトパターン変更やポジション変更は認める。)

k) ブレーキレバー、クラッチレバー

l) ハンドルグリップ

m) アッパー/アンダーカウル、スクリーン(同材質で同形状のものに限る。)

n) キックベダル(28300-GT4-000:オプション設定)の取り付けは認める。

o) 前後サスペンションスプリングは、HRC純正のオプション設定品に限り認める。

・51402-NLA-003 SPRING, FRONT FORK (SHOWA)

・52402-NLA-003 SPRING, REAR CUSHION

・52403-NLA-003 SPRING, REAR CUSHION

p) NSRmini及びNSR50・80 純正ホイール

・フロント:44650-NLA-000、44650-GT4-305、44650-GT4-306、44650-GT4-710

・リヤ:42650-NLA-000、42650-GT4-305、42650-GT4-306、42650-GT4-710

q) NSR Mini及びNSR50・80 純正ブレーキディスクローター

・フロント:45121-GT4-000、45121-GT4-710

・リヤ:43121-GT4-000、43121-GT4-710

r) シートカウル

(但しシートカウルの後端はリヤタイヤの後端から垂直に引かれた線より後ろに出てはならない。

FRP製に限る。)

s) 自動ラップ計時デバイス(P-LAP等)の取り付けを認める。

(但し、独立して機能すること。テレメトリーシステム、データロガー、各種メーター等の機能を備えるものは不可。電源及びデータ取得等、いずれの場合もデバイスを車両自体のシステムに接続してはならない。)

t) フェアリングを留めるロックピン脱落防止のワイヤリングは認める。

(但し、カウルステー等に穴加工を施してワイヤーを固定する事は不可とする。)

u) フロントキャリパーボルトをワイヤーロックする為の穴あけ加工は認める。

v) 上記以外の加工・変更は一切認めない。(例:ボルト・ナット・スクリーンクリップ・ホース類等・・・)

w) 転倒時にフロントマスターシリンダーの破損を軽減するためにガードの取り付けは認める。

ハンドルバーブラケットプラグ(53174-116-670・53174-463-770)を取り外しM10 ボルトで固定すること。

上記以外の取り付け方法は認めない。取り付けボルト及びガードは金属製に限る。脱落防止の為にボルトをロック剤等で固定すること。ハンドルを切った時にカウルに干渉してはならない。フロントブレーキ操作、機能に支障をきたさない構造、形状のこと。

4)その他

■FRアクスル/ナット プロテクター

- ・プロテクターを装着する場合はセルフロックナットが確実に機能する構造のこと。
- ・アクスル/ナットの締め付け座面が金属製で、STDのアクスル/ナットで締め付ける構造のプロテクター追加を認める。
- ・締め付け座面は金属製で、プロテクター部分は樹脂製の二重構造の物を認める。
- ・セルフロックナット機能に支障なきとする為、プロテクターの締め付け部板厚 $t=2.0\pm 0.1$ 以内のこと。
- ・走行中、アクスル/ナットの緩み無きこと。
- ・転倒によって、脱落する構造の物は、禁止。
- ・転倒後、割れによって、プロテクターの先端が鋭利な形状となった物は使用禁止。

■RRアクスル/ナット プロテクター

- ・FRアクスル/ナット プロテクターに準ずる。

■カウリングファスナー/スプリング/リベット

- ・下記4部品をアフターマーケット品に変更可能とする。(材質の変更は不可 鉄製のこと)
90655-NC8-000
90653-NC8-000
90654-NC8-000
91080-NC8-300

- ・STDと同じファスナー構造のこと。(STDと異なる構造は認めない)
- ・走行中、ファスナー機能を失わないこと。脱落しない構造のこと。

■ヘリサート加工修正

- ・フレーム/エンジン各部のネジ山を变形させてしまった場合のヘリサート加工修正を認める。
- ・STD のボルトが使用できること。ネジサイズの変更は禁止。

■リアフェンダー

- ・破損、脱落しない構造のこと。取り付けは、スタッピングスクリュー等、ネジ止めのこと。(FRP 製に限る)

■スクリーンモールクリップ

- ・64102-MCF-000 CLIP, SCREEN MOUL の取り外し

■スクリーンモール

- ・64109-NX2-000 MOUL WIND SCREEN の取り外し

もてぎ・鈴鹿共済会保険金 (MS 共済会) 請求の手続き

1. 医務室で必ず初期治療を受ける事。

必ず、鈴鹿サーキット医務室にて診察を受け、事故記録を残して下さい。
事故記録がなければ、給付金の支給を受けることができません。



2. 請求書は主催者にあります。

請求に必要な書類を鈴鹿サーキットまたは、各主催者から取り寄せて下さい。



3. 請求は完治してから。

給付金請求は、けがが完治してからご請求下さい。
また、けがをしてから 180 日を経過した場合は、完治する前でもご請求下さい。



4. 請求は鈴鹿サーキットへ。

請求書中の必要な事項を記入いただき、MS 共済会、MFJ 双方の給付金請求書、
ならびに必要な書類を鈴鹿サーキットまでご提出下さい。



5. 給付金が、指定口座へ振り込まれます。

通常、書類に不備がない場合、2ヶ月以内にご指定いただいた口座へ振り込まれます。

※その他詳細につきましては、鈴鹿サーキット SMSC 事務局
TEL 059-378-3405 までお問い合わせ下さい。

もてぎ・鈴鹿共済会(MS 共済会)保険金支払い規定(抜粋)

3. 本会が保険会社と締結する保険内容及び保険金額は次の通りとする。
下記に記載されていないものは、保険契約約款に従う。
 - (1) 死亡保険金 : 事故の日から 180 日以内にその事故による負傷が原因で死亡した場合 3,000 万円の支払いを受けるものとする。
 - (2) 後遺障害保険金 : 事故の日から 180 日以内にその事故が原因で身体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合、保険会社の定める約款の支払区分に記載された率に応じ 3,000 万円を限度として後遺障害保険金の支払いを受ける。
 - (3) 入院保険金および手術保険金: 事故が原因で傷害を被り、その直接の結果として日常生活に支障をきたし、かつ、病院または診療所に入り医師の治療を受けた場合、次の入院保険金の支払いを受ける。また、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として、保険会社の定める約款に記載された手術を受けたときは、次の手術保険金の支払いを受ける。
入院の場合…1 日につき 1,500 円
手術の場合…保険会社の定める約款の支払区分通り。
 - (4) 通院保険金 : 事故が原因で傷害を被り、その結果として日常生活に支障をきたし、かつ、医師の治療を要した為、病院または診療所に通い、医師の治療を受けた場合、次の通院保険金の支払いを受ける。
実治療日数…1 日につき 1,000 円
通院とは、事故により平常の生活または業務に従事することに支障をきたした期間内で、実際に医師の治療を受けたことをいう。したがって治療を行っている場合でも、平常の生活または業務に従事することに支障のない程度に回復したときは、それ以降の通院は保険金の支払いを受ける対象にはならない。
4. 個人会員は、事故により負傷した場合、必ず本会指定の鈴鹿サーキット/ツインリンクもてぎ内医務室にて事故記録を残さなければ保険金の請求は出来ない。ただし、生命に関わるような緊急時にはこの限りでない。
5. 保険金受取のための必要書類
 - (1) 傷害保険金請求書
 - (2) 傷害の程度を証明する医師の診断書もしくは、全治した時の医師の治療証明書(ただし、医師を指定する場合もある)
※保険金請求金額が 10 万円未満の場合は、治療費領収書で代用可能。
 - (3) 同意書
 - (4) その他、本会が契約した保険会社が指定する書類
6. 保険金の支払いは、本会が契約した保険会社を通じて行う。
7. 保険金は、健康保険、労災保険には関係なく支払われる。